育呢。介麗你黑雅姆亚亚和思可!

少子化が進行し、人口減少時代を迎えています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少・地域社会の活力低下など 社会経済に深刻な影響を与えます。少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら、働き続けることができる 仕事と家庭の両立支援策を充実するため、育児・介護休業法が改正されます。

改正のポイント

:短時間勤務制度と所定外労働(残業)免除の義務化

現行

- 3歳までの子を養育する労働者について
- ·短時間勤務制度 ·所定外労働免除制度 ·フレックスタイム制度 ·時差出勤退勤制度
- ・事業所内保育施設の設置運営等
- いずれかの措置を講ずることを義務付け

改正後

3歳までの子を養育する労働者が ・希望すれば短時間勤務制度(原則6時間) を設けることが事業主の義務となる。 ・請求すれば所定外労働が免除される。

:子の看護休暇制度の拡充

現 行

病気やケガをした小学校未就学前の子の 看護のための休暇の付与日数は、年間5日 を限度とする。

改正後

取得可能日数が小学校未就学前の子が、1 人であれば年間5日、2人以上であれば、年 間10日になる。(無給)

:介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年間5日、2人以上であれば年間10日、介護休暇を取得できるようになる。

要介護状態 / 負傷·疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態。

対象家族 / 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む)・父母及び子・配偶者の父母・同居しかつ扶養している祖父母・兄弟姉妹及び孫。

:父親の育児休業の取得推進

パパママ育休プラス

現行

父も母も、子が1歳に達するまでの1年間、 育児休業を取得可能。

改正後

父母がともに育児休業を取得する場合 休業可能期間が1歳2ヵ月に達するまで (2ヵ月は父のプラス分)に延長される。

出産後8週間以内の育児休業取得の促進

現行

育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等、 特別な事情がない限り、再度の取得は不可。

改正後

配偶者の出産後8週間以内に、父親等が育児 休業を取得した場合には、特別な事情がな くても、再度の取得が可能となる。

労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

労使協定の定めることにより、専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての労働者が育児休業を取得できるようにする。

改正育児・介護休業法の施行日

育児・介護休業法改正の施行日は、「平成22年6月30日」です。

育児休業の申出の際には、下記の事項を記載した育児休業申出書を事業主に提出する必要がありますので、注意して下さい。

- ・申出の年月日 労働者の氏名
- ・申出に係る子の氏名と生年月日及び労働者との続柄
- ・休業開始予定日及び休業終了予定日

発行日:平成22年6月

発行者:池田リハビリテーション病院 管理部 / 子育て支援委員会